

訪問看護ステーション くるみ館 料金表

(1) 介護保険利用料金

◆基本料金（昼間 8：00～18：00）

水戸市（5級地）：10.70円／単位

① 訪問看護費

営業時間内	1回当りの基本料金	自己負担額（1割負担）
20分未満	3,327円	333円
30分未満	4,996円	500円
30分以上1時間未満	8,731円	874円
1時間以上1時間30分未満	11,962円	1,197円

※ 准看護師による訪問については、1回につき9割の料金になります。

<理学療法士が行う訪問看護>

サービスの内容	利用料	利用者負担額
1日に2回までの場合	3,167円	317円

※ 理学療法士による訪問が1日3回以上の場合は1回につき90/100の料金で週6回までとなります。

② 介護予防訪問看護費

営業時間内	1回当りの基本料金	自己負担額（1割負担）
20分未満	3,210円	321円
30分未満	4,793円	480円
30分以上1時間未満	8,420円	842円
1時間以上1時間30分未満	11,556円	1,156円

※ 准看護師による訪問については、1回につき9割の料金になります。

<理学療法士が行う訪問看護>

サービスの内容	利用料	利用者負担額
1日に2回までの場合	3,060円	306円

※ 理学療法士による訪問が1日3回以上の場合は1回につき90/100の料金で週6回までとなります。

◆加算料金

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）	基本料金の25%増し
深夜（午後10時～午前6時）	基本料金の50%増し

加 算	利用料	利用者負担額 (1割負担)
緊急時訪問看護加算	6,141円／月	615円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	(30分未満)2,717円／回	272円
	(30分以上)4,301円／回	431円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	(30分未満)2,150円／回	215円
	(30分以上)3,391円／回	340円
長時間訪問看護加算	3,210円／回	321円
特別管理加算（Ⅰ）	5,350円／月	535円
特別管理加算（Ⅱ）	2,675円／月	268円
ターミナルケア加算（※1）	21,400円	2,140円

初 回 加 算	3,210 円/月	321 円
退 院 時 共 同 指 導 加 算	6,420 円/回	642 円/回
看 護 ・ 介 護 職 員 連 携 強 化 加 算	2,675 円/月	268 円
看 護 体 制 強 化 加 算 (I)	6,420 円/月	642 円
看 護 体 制 強 化 加 算 (II)	3,210 円/月	321 円
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	64 円/回	7 円

※1 ターミナルケア加算は介護予防訪問看護では該当外となります。

◆減算料金

減算の種類	減算額	算定の要件
同一建物等の利用者への減算定	上記基本利用料の 10%	① 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ② 上記①以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等に限る）に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
	上記基本利用料の 15%	① 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ② 上記の建物で1月あたり50人以上に訪問看護を行なう場合

(2) 医療保険利用料金（精神以外）

医療保険の訪問看護サービスを利用する場合は、保険証の負担割合や自己負担限度額等により、利用者負担額が異なります。

◆ 訪問看護基本療養費

		週3日目まで 1日につき	週4日目以降 1日につき
基本療養費(I)	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550 円	6,550 円
	准看護師	5,050 円	6,050 円
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師	12,850 円（月1回を限度）	
基本療養費(II) (※1)	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780 円	3,280 円
	准看護師	2,530 円	3,030 円
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師	12,850 円（月1回を限度）	
基本療養費(III)	外泊中の訪問看護に対し算定(※2)	8,500 円	

※1 同一建物内の複数（3人以上）の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

◆ 訪問看護管理療養費

月の初日	7,400 円/回
2日目以降	2,980 円/回

◆ 訪問看護基本療養費の加算

加算の種類	加算額	算定の要件
緊急訪問看護加算	2,650 円/日	主治医の指示により緊急の訪問を行った場合。 なお、主治医の対応していない時間帯においては、連携先の保険医療機関の指示により緊急の訪問を行なった場合にも算定できる。
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回 4,500 円 1 日 3 回以上 8,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等または特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者が対象
長時間訪問看護加算	5,200 円	特別な管理を必要とする利用者、または特別指示書の交付を受けた利用者が対象
複数名訪問看護加算	4,500 円	同時に看護師等と訪問 (※3)
	3,800 円	同時に准看護師と訪問
	3,000 円	同時に看護補助者と訪問 (週 3 日算定。ただし下記を除く)
	下記は別に厚生労働大臣が定める場合に限り算定する	
	3,000 円	1 日に 1 回、同時に看護補助者と訪問
	6,000 円	1 日に 2 回、同時に看護補助者と訪問
	10,000 円	1 日に 3 回以上、同時に看護補助者と訪問
夜間・早朝加算	2,100 円	夜間 (18 時～22 時) または早朝 (6 時～8 時) に訪問看護を行う場合
深夜加算	4,200 円	深夜 (22 時～6 時) に訪問看護を行う場合

※3 看護師等 (看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)

◆ 訪問看護管理療養費の加算

加算の種類	加算額	算定の要件
24 時間対応体制加算	6,400 円/月	電話で常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、ご利用者様の同意を得た場合
特別管理加算	2,500 円/月	特別な管理を必要とする場合
	5,000 円/月	重症度の高い場合
退院時共同指導加算	8,000 円/回	退院・退所に当たり、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、指導を行った場合、入院中に 1 回算定 ※ がん末期等は 2 回まで算定可
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/回	在宅で通院困難な患者の急変や診療方針の変更に伴い医療従事者と共同でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行なった場合。ICT の活用も可。
特別管理指導加算	2,000 円/回	特別な管理を必要とする利用者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして算定
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/月	各痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行なった場合

◆ 訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円／月	市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費 2	1,500 円／月	厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学・転校時に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円／月	保険医療機関等へ入院・入所にあたり主治医に情報提供をした場合

◆ 訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	在宅、または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、死亡日および死亡前 14 日以内(15 日間) に 2 回以上のターミナルケアを行なった場合
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している利用者に対し、ターミナルケアを行なった場合

◆ その他の利用料 (保険外)

ご利用者様が希望する特別の訪問看護に対する差額料金

	単位	料金
営業時間内 (午前 9 時～午後 5 時) で 2 時間を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の訪問)	30 分毎	1,000 円
休日の訪問	30 分毎	1,000 円
週 3 回を超える訪問 (回数制限のある方)	1 回	8,500 円

実費負担の利用料

交通費	事業所を基点として片道 1km につき 50 円
-----	--------------------------

(3) その他の利用料 (介護保険・医療保険共通)

衛生材料等必要な場合	実 費
死後の処置料	20,000 円 (内税)